

# 人権のつば ④

大山町人権交流センター  
大山町茶畑1077-3

TEL 0859-54-2286

FAX 0859-54-2413

みんなで語り合きましょう わたしたちの生活を支える人権について  
今年も「同和問題小地域懇談会」をおこないます。

「同和問題小地域懇談会」は、みんなが幸せになるために、社会的に弱い人や数が少なく声をあげにくい人の立場に立って考える、差別のない町づくりをめざすための大切な会です。

大山町は、中山・名和・大山の各地区ともに「2005年度 同和問題小地域懇談会」を次のとおり開きます。わたしたち一人一人が家庭・地域の中で大切にされるよう人権意識をさらに高めるために、たくさんの方にご参加いただきたいと思います。

○ねらい

・一人一人が部落差別をはじめあらゆる差別をなくそうとする態度を育てます。

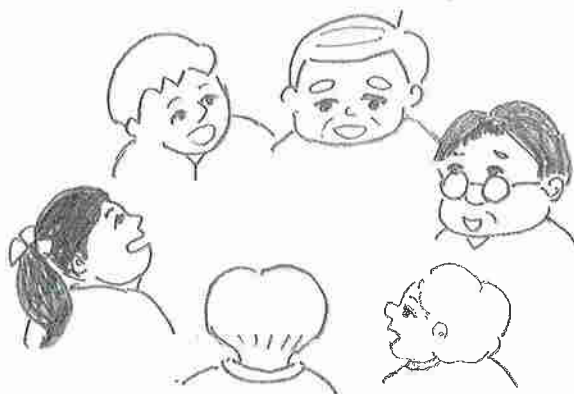
・自分の生き方を見つめ直す機会にします。

○対象 全町民

○期間 10月中旬～12月

○場所 各区・部落集会所など（全町の167か所）

○推進者 役場職員・教職員・協力者など



隣近所の人にも声をかけて、お出かけください

人権教育は“一人の百歩より百人の一步”です

## ★お知らせ★

人権交流センターの図書室に新しい本がたくさん入りました。ご利用ください。

## 町政へのご意見をお待ちしています

今月号に差し込まれている『町長への手紙』は町民参加のまちづくりを目指すため、一人でも多くの皆様の声をお聞きし、町政に反映させていこうとするものです。郵送料は町が負担しますので、町政についてのご意見やまちづくりへの想い、アイデアなど、どしどしお寄せください。

○その他 「町長の聞く耳ボックス」を大山町役場・各支所・各公民館に設置しています。そちらへの投稿もお待ちしています。

○お問い合わせ先

大山町役場企画情報課

TEL 0859-54-5202



## 鳥取県最低賃金の改正について

10月7日から、鳥取県最低賃金が1時間612円に改正されます。

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト、パートなどの雇用形態に関わらず、県内で事業を営むすべての使用者とその労働者に適用されます。

○最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

○お問い合わせ先 鳥取労働局労働基準部賃金室

TEL0857-29-1705